

建経業第 231 号-3  
建経技第 373 号-3  
令和 6 年 2 月 27 日

政令市を除く各市町長 様  
(契約担当課扱い)

静岡県交通基盤部長

技能労働者の適正な賃金水準の確保について (通知)

このことについて、令和 6 年 2 月 16 日付け国不入企第 34 号により、国土交通省不動産・建設経済局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、この通知の趣旨を踏まえ、新労務単価の早期活用やインフレスライド条項の適用など、技能労働者への適切な賃金水準の確保について御配慮願います。

なお、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」及び「令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置について、県は下記のとおり取り扱うこととしたので、参考に送付します。

また、賃金等の変動に対する建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項 (インフレスライド条項) の運用については、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について」(平成 27 年 2 月 17 日付け建業第 220 号の 3、建技第 427 号の 3) により県の取扱いを参考送付したところですが、当該通知を引き続き適用することといたしましたので、参考にお知らせします。

記

「令和 6 年 3 月から適用する静岡県建設資材等価格表 (公共工事設計労務) 等について (令和 5 年 2 月中の通知予定)」により、令和 6 年 3 月 1 日以降に設計積算するものから新労務単価、業務委託等技術者単価を適用することとし、次のとおり特例措置を定める。

## 1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、工事及び委託業務の受注者は、下記2の取扱いに基づき、「静岡県建設工事請負契約約款」第52条及び「静岡県業務委託契約約款」第51条の規定に基づく請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができることとする。

## 2 具体的な取扱い

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務委託のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、受注者の請求に基づき、次の方式により算出された請負代金額（業務委託料）に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

## 3 特例措置の運用（参考）

静岡県発注工事及び業務委託の場合、別紙1及び別紙2のとおり運用するため、参考にされたい。

## 4 その他

落札者決定通知後の工事及び業務委託にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事及び業務委託にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

担 当 建設経済局建設業課建設業班  
建設経済局技術調査課技術調査班  
電話番号 054-221-3059  
054-221-2148